

SNSを活用した若年層に向けた防災啓発業務委託に係る 企画提案コンペ参加仕様書

1 業務の目的

「令和2年度防災に関する県民意識調査(令和3年3月)」の結果によると、地域や職場の防災活動に参加した県民の割合が全体で46.2%であるのに対し、10～20代では32.2%にとどまっており、次代の地域の防災を担う防災人材を育成する観点から、若年層の防災意識の向上を図るとともに防災活動の実施を促すことは、喫緊の課題となっている。

そのため、本業務では、若年層のなかで情報収集のツールとして広く普及しているSNSを活用し防災啓発を実施することにより、若年層の防災意識の向上を図るとともに実際の防災活動の実施を促す。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 SNSを活用した若年層に向けた防災啓発業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和5年3月28日(火)まで
- (3) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

4,205,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出してください。

- (1) 提出書類

ア SNSを活用した若年層に向けた防災啓発業務委託企画提案コンペ
参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 上記アの添付書類 1部

(2) 提出期限

令和4年12月5日（月）16時00分まで

(3) 提出場所

下記22に示す所属

(4) 提出方法

上記提出先に電子メール又は持参、郵送により送付（必着）。

なお、電子メールで提出する場合は、必ず下記22に示す所属まで電話にて着信の確認をしてください。

(5) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記6（1）等により、資格審査を行います。資格審査結果は令和4年12月8日（木）16時00分までに電子メール又は郵送、FAXで通知します。

6 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年12月13日（火）16時00分まで

(2) 提出先

下記22に示す所属

(3) 提出方法

上記提出先へ持参または郵送による送付に限ります。

なお、郵送で提出する場合は、提出期限までに、電話にて「22 連絡先」あて書類を受理した旨の確認を行ってください。

7 提出を求める企画提案資料及び提出部数

(1) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部

（正1部、写し7部）

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下①～⑤の内容を簡潔に示しインデックスを添付すること。また、企画提案書は、A4縦長横書きで両面印刷のうえ左辺を綴じて20頁以内で作成すること。

なお、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

①若年層に向けた防災啓発に関する取組

○業務の実施内容

○具体的な実施手法

- ・若年層の防災意識を向上させる取組の内容
- ・若年層の防災活動の実施を促す取組の内容

- ②業務実施におけるリスク管理
 - ・ SNSを事業活用するうえでのリスク管理の方法
 - ③業務の実施体制
 - ・ 具体的な人員の配置（実施責任者、担当者の役職、氏名）
 - ・ 業務に関連するその他の組織等との連携体制
 - ④委託業務実施スケジュール
 - ・ 令和4年12月下旬の契約締結を前提とした、令和5年3月末までのスケジュールを記載
 - ⑤その他の提案
 - ・ 本企画提案をより効果的なものとする工夫があれば記載
 - ・ その他アピールするポイントがあれば記載
- (2) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
 (正1部、写し7部)
- ※経費の内訳及び合計額を「消費税抜き」で表記してください。
- (3) 提案事業者の概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
 (正1部、写し7部)
- ・ 組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）
 - ・ 自社パンフレットでも可
 - ・ 過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は資料を添付
- (4) 次に掲げる書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ①法人にあつては、「登記簿謄本」又は「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」の写し
 - ②個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し
- (5) 委任状（第2号様式）（必要な場合）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・ 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は提出すること。
- (6) 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）（必要な場合）・・・・ 1部
- ・ 共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要。
 - また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付すること。

8 最優秀提案の選定方法

- (1) 本参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書等について、別に設置する「SNSを活用した若年層に向けた防災啓発業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を1件選定します。
- なお、①企画性、②訴求力、③危機管理能力の項目については、配点を2倍とします。

- ① 企画性（８点）
 - ・若年層の防災意識向上につながる魅力的な防災啓発の提案がされているか。
- ② 訴求力（８点）
 - ・若年層が身近な防災活動を積極的に実施したいと思えるような、訴求力の高い提案がされているか。
- ③ 危機管理能力（８点）
 - ・アカウントの乗っ取りや誹謗中傷の書き込みなど、SNS運営上のリスク管理の手法が十分に考慮されているか。
- ④ 経済合理性（４点）
 - ・費用対効果の観点から、事業予算額は妥当か。見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ⑤ 業務遂行能力（４点）
 - ・業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。
 - ・業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 日時

令和４年１２月１６日（金）午後

(2) 場所

オンライン

(3) 実施方法

プレゼンテーションでは、提出いただいた企画提案書及び見積書の説明を１５分以内で行っていただきます。なお、１５分以内の説明終了後に、別途、説明内容への質疑応答の時間を設定します。

詳細なプレゼンテーションの実施日時・方法等については、プレゼンテーションに参加するすべての者に令和４年１２月１５日（木）１６時００分までに電子メールまたは電話で連絡します。

(4) 事前審査

提案が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案を５件選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

審査を実施した場合、その結果を、令和４年１２月１５日（木）１６時００分までに電子メールまたは電話にて連絡します。

10 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

本件に関する質問（企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項）がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

- (1) 質問の受付期限
公告の翌日から令和4年12月1日（木）10時00分まで（必着）
- (2) 質問の方法
質問申請書（第4号様式）を電子メールにより提出
※質問申請書を送信したときは、必ず下記22に示す所属まで電話にて着信の確認をしてください。
- (3) 質問の提出先
下記22に示す所属
- (4) 質問に対する回答
受付した質問への回答は、令和4年12月2日（金）16時00分までに、原則、三重県ホームページに掲載します。
なお、質問提出の有無に関わらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。
- (5) その他
本件の条項その他に関し疑義がある場合は、下記22に示す所属に説明を求め、十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
また、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には答えません。

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

12 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあつては、上記12の通知を受けた後に、以下の書類を各1部ずつ提出していただきます。

- (1) 提出書類
 - ①消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し。
 - ②三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し。
- ※「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」及び「納税確認書」にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により税務署等の関係機関に

納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、「申立書」を提出してください。

③契約実績証明書

※過去3年の間に、当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績がある場合に提出してください。

④三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

(2) 提出期限

別途通知します。

(3) 提出場所

下記22に示す所属

(4) 提出方法

郵送または持参

1.3 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県防災対策部防災企画・地域支援課において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を示す書類をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、三重県防災対策部防災企画・地域支援課で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当

する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

1 4 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1 5 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

1 6 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

20 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします
- (2) 成果物の著作権は業務委託仕様書に記載のとおりとします。
- (3) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (4) 報告書の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (5) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (6) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意してください。
- (7) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき、情報公開の対象文書となります。
- (8) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が契約上限額を超えているとき。
 - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (10) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (11) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (12) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (13) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

21 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県防災対策部防災企画・地域支援課

地域支援班 森田、横井

TEL : 059-224-2185

FAX : 059-224-2199

E-mail : bosai@pref.mie.lg.jp